

岩手県医療局管理規程第7号

医療局職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する規程

医療局職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和35年医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(上級の公務員)</p> <p>第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に規定する「任命権者の定める上級の公務員」とは、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 本庁に勤務する<u>吏員以外の者</u> 所属総括課長又はこれに準ずる者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(上級の公務員)</p> <p>第2条 職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に規定する「任命権者の定める上級の公務員」とは、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 本庁に勤務する<u>医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）第4条第1項に規定する職にある者</u> 所属総括課長又はこれに準ずる者</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。